

水道事業会計決算状況

区 分		決 算 額
収益的収支	収 入	10億8,941万円
	支 出	8億4,909万円
資本的収支	収 入	7億6,804万円
	支 出	10億6,154万円

※資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2 億9,350万円は、消費税および地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金で補てんしました。

下水道事業会計決算状況

区 分		決 算 額
収益的収支	収 入	7億9,778万円
	支 出	7億7,069万円
資本的収支	収 入	4億5,585万円
	支 出	6億8,410万円

※資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2 億2,825万円は、消費税および地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金、減債積立金取り崩し額で補てんしました。

一般会計決算状況

区 分	決 算 額
歳 入 総 額	210億5,080万円
歳 出 総 額	203億3,694万円
歳入歳出差引額	7億1,386万円
翌年度へ繰り越すべき財源	4,660万円
実質収支額	6億6,726万円

市民1人あたりの納税額

項 目	金 額
固 定 資 産 税	70,783円
個 人 市 民 税	48,951円
法 人 市 民 税	15,940円
た ば こ 税	8,649円
軽 自 動 車 税	3,813円
入 湯 税	356円

148,492円

※『市民1人あたり』は、令和6年3月31日現在の人口で割りました。(住民基本台帳人口42,153人)

※入湯税は、ピアスパークしもつま及び道の駅しもつま維持管理基金に一旦積み立て、後年度以降に主に当該施設の維持管理に活用しています。

市民1人あたりに使われたお金

項 目	金 額	項 目	金 額
民 生 費	159,497円	消 防 費	19,208円
総 務 費	116,658円	農 業 費	19,179円
教 育 費	44,213円	商 工 費	5,480円
公 債 費	43,417円	議 会 費	4,654円
土 木 費	37,350円	労 働 費	603円
衛 生 費	32,196円		

財政状況の推移

項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
経常収支比率	85.4%	88.8%	94.4%
財政力指数	0.67	0.65	0.65
基 金 残 高	59億5,862万円	64億9,247万円	72億5,522万円
市 債 残 高	235億7,824万円	247億2,375万円	236億 1万円

特別会計決算状況

区 分	歳入決算額	歳出決算額	差引額
国民健康保険	45億4,966万円	45億3,313万円	1,653万円
後期高齢者医療	5億6,806万円	5億6,551万円	255万円
介護保険	42億5,562万円	40億7,460万円	1億8,102万円
介護サービス事業	1,267万円	674万円	593万円

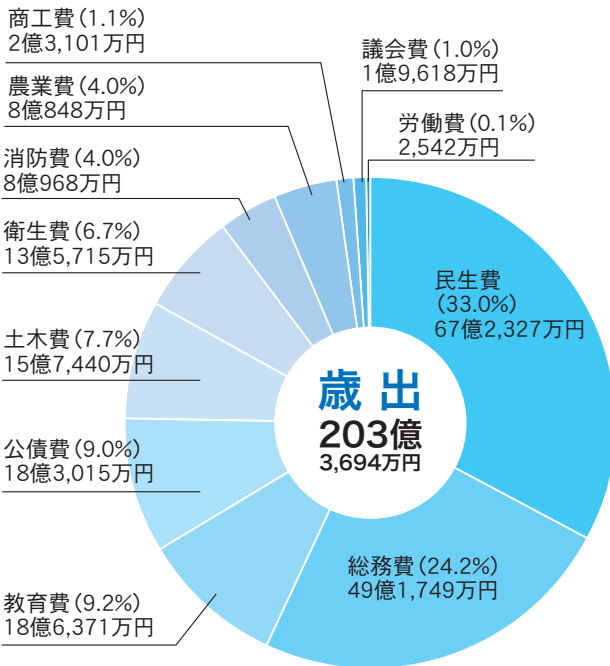
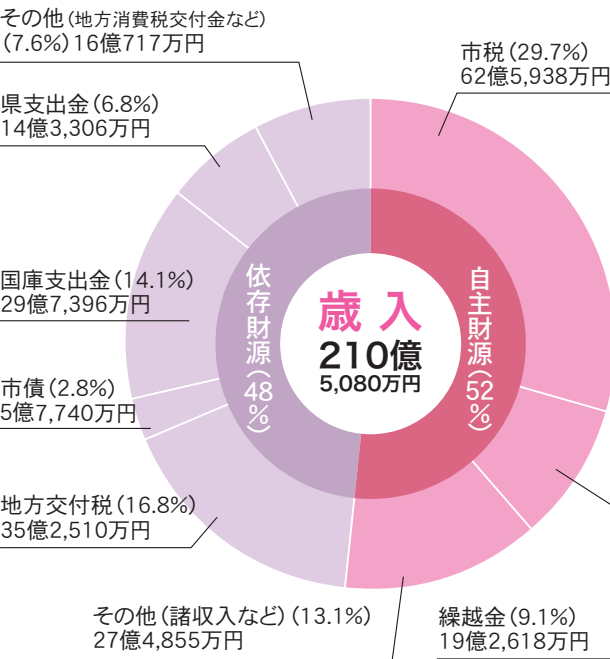
このように使われました 市のお金

令和 5 年度

決算報告

令和 5 年度決算が確定いたしましたのでお知らせいたします。

図 財政課

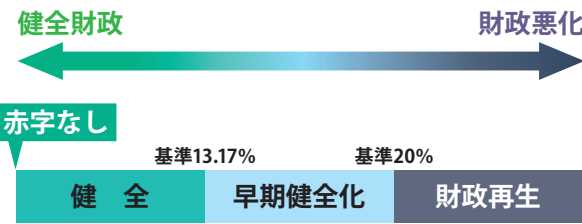


令和 5 年度決算 財政健全化指標等の公表

財政の健全性を判断するための4つの「健全化判断比率」と公営企業会計の「資金不足比率」を公表します。いずれの比率も国が定めた基準（※1、2、3）を下回る結果となりました。今後も行財政改革などに取り組み、引き続き健全な財政運営を進めていきます。

①実質赤字比率＝黒字

福祉・土木・教育などを行う一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を表す比率で、算定の結果、黒字となりました。



②連結実質赤字比率＝黒字

特別会計や企業会計を含むすべての会計の赤字や黒字を合算して市全体としての赤字の程度を指標化し、市の財政運営の深刻度を表す比率で、算定の結果、黒字となりました。



③実質公債費比率＝7.8%

借入金の返済額およびこれに準ずる額の大きさを指標化し、その年の資金繰りの程度を示す指標です。令和 5 年度は返済額が減少したものの、普通交付税や臨時財政対策債発行可能額等の歳入が減少したことにより、本比率は0.2%増加しました。



④将来負担比率＝66.1%

市の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。令和 5 年度は地方債現在高の減少や基金の積立等を行ったことにより、本比率は11%減少しました。



※ 1 早期健全化基準

健全化判断比率のいずれかが「早期健全化基準」の数値を上回ると、財政健全化計画を策定し自主的な改善努力による財政健全化に取り組むことになります。

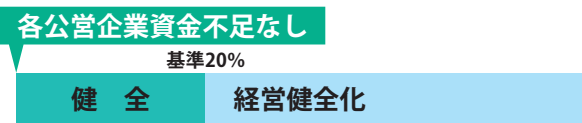
※ 2 財政再生基準

健全化判断比率（将来負担比率を除く）のいずれかが「財政再生基準」の数値を上回ると、財政再生計画を策定し国等の関与による確実な再生に取り組むことになります。

⑤資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額が、事業規模に対してどの程度あるか表しています。

⇒水道事業会計および下水道事業会計は、いずれも資金不足が生じていないため、算定されません。



※ 3 経営健全化基準

経営健全化基準を上回った公営企業は、経営健全化計画を策定し財政健全化に取り組むことになります。